

甲賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護制度の見直しに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されることから、当該条例の引用規定を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 「個人識別符号」の定義規定に引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、引用規定を改正します。

【第2条第2号関係】

- (2) 「独立行政法人等」の定義規定に引用している独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、引用規定を改正します。

【第2条第7号関係】

- (3) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

【付則関係】